別表十一㈠　記載要領

1　この表は、法人が法第52条第１項若しくは第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第13条第１項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「旧効力法」という。）第52条第１項若しくは第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）若しくは平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成23年12月旧法」という。）第52条第１項若しくは第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（法第52条第１項又は第５項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）、平成23年12月改正法附則第19条第１項（連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（旧効力法第52条第１項又は第５項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）若しくは平成23年12月旧法第81条の３第１項（平成23年12月旧法第52条第１項又は第５項の規定により平成23年12月旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）附則第５条第６項（貸倒引当金勘定への繰入限度額等に関する経過措置）に規定する経過措置金銭債権については、「⑺」から「⑱」まで及び「⑳」から「㉕」までの各欄は、記載しないこと。

3　「経過措置の適用を受ける場合（⑭、⑮、⑯又は⑰）×（25%、50%又は75%）」　⑱　の欄は、法人が旧効力法第52条第１項若しくは第５項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成23年12月改正法附則第19条第１項の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（旧効力法第52条第１項又は第５項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「25%、50%又は」を消し、同年４月１日から平成26年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「25%、」及び「又は75%」を消し、同年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「、50%又は75%」を消すこと。

4　「㉑の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額（前期の⑳）」　㉒　の欄は、当該事業年度又は連結事業年度の前事業年度又は前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した事業年度又は連結事業年度である場合には、同欄中「前期の⑳」とあるのは、「前期の⑲」として記載すること。